

# 第22回水先人の人材確保・育成等に関する検討会

## 議事次第

1. 開催方式 書面開催（令和6年3月）

2. 次 第

(1) 開 会

(2) 議 事

① 日本水先人会連合会からの報告

イ 不適切運航・品位欠如の事例等

ロ 水先人派遣支援の状況

ハ 令和6年能登半島地震の影響（七尾水先区及び伏木水先区）

## 配付資料一覧

資料 1	委員名簿 . . . . .	1
資料 2	不適切運航・品位欠如の事例等 . . . . .	2
資料 3	水先人派遣支援の状況 . . . . .	7
資料 4	令和 6 年能登半島地震の影響（七尾水先区及び伏木水先区） . . . . .	9

以 上

# 水先人の人材確保・育成等に関する検討会 委員名簿

## 資料 1

(五十音順、敬称略)

(注)「◎」は座長、「○」は座長代理

氏名下線は、前回検討会から交替された委員

- 綾 清隆 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員  
池谷 義之 全日本海員組合国際局長  
石丸 初男 日本水先人会連合会理事 (苫小牧水先区水先人会会長)  
今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授  
◎ 落合 誠一 東京大学名誉教授  
片岡 徹 日本水先人会連合会会長  
上迫田 晃 日本内航海運組合総連合会環境安全対策委員会委員指定代理人  
黒田 富治 日本水先人会連合会水先業務研究委員会委員長  
佐々木幸男 (公社) 日本海難防止協会専務理事  
高尾 幸徳 日本水先人会連合会副会長 (伊勢三河湾水先区水先人会会長)  
谷本 光央 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員  
中村 紳也 (一社) 日本船長協会会長  
○ 羽原 敬二 神戸大学客員教授  
樋口 久也 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員  
松倉 吉孝 海技大学校水先教育センター長  
村瀬 千里 外国船舶協会専務理事  
望月 誠 日本水先人会連合会副会長 (大阪湾水先区水先人会会長)  
森重 俊也 (一社) 日本船主協会理事長

### 【国土交通省】

- 海谷 厚志 海事局長  
西海 重和 大臣官房審議官 (海事)  
中井 智洋 海事局海技課長  
野見山友嗣 海事局総務課首席海技試験官  
南澤 佑典 海事局海技課企画調整官  
岡村 努 海事局海技課水先業務調整官  
加賀谷俊和 港湾局計画課港湾計画審査官 (オブザーバー)  
麓 裕樹 海上保安庁交通部航行安全課長 (オブザーバー)

### 【(一財) 海技振興センター】

- 西村 典明 理事長  
柳原 拓治 常務理事  
松本 恭昇 常務理事  
鈴木 英実 技術・研究部長

不適切運航、品質欠如の事例等

不適切運航の事例(令和5年度)

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和5年4月14日	東京湾	【速力過大】 入港時、過大なアプローチ速力により棧橋に接近し陸側作業員に不安を与えた。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
2	令和5年4月28日	東京湾	【経路不適切】 湾内航行時、規定されている航法以外で航行したことにより、マーチスから指摘を受けることとなった。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
3	令和5年6月23日	東京湾	【経路不適切】 離棧時、強潮流の圧流により平行離棧距離が足りない状態で主機を使用したことにより、バースマスターから指摘を受けることとなった。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
4	令和5年8月22日	東京湾	【異常接近】 予定針路が交差する両船(A号・B号)が、出航時、近接した互いの航路からほぼ同時刻に各防波堤を通過した。その後、相互の意思疎通が確実に図られなかったため両船が接近することとなり、A号が左転避航した。	嚴重注意(両水先人) (会員に注意喚起)	—
5	令和5年10月5日	伊勢三河湾	【異常接近】 離岸時、強い向岸風により、船体を岸壁から十分に離せず、隣接する岸壁に着岸中の他船に異常接近した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
6	令和5年11月1日	伊勢三河湾	【異常接近】 入港時、後続船の速力に気を取られたことで通常よりも早い速力で右転し、主機後進としたが十分に減速できず、岸壁南側の10m等深線に異常接近した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
7	令和5年12月13日	伊勢三河湾	【異常接近】 航行中、低速船を追い越すために計画よりやや速力が早く、回頭角速度が計画どおりに得られず、ブイに異常接近した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—

注 令和5年12月20日現在

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル):①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

品位欠如の事例(令和5年度)

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和5年6月5日	大阪湾	【コミュニケーション不足】 事前の説明不足で、離岸直後の回頭方法及びコース選定において、本船船長と意見が食い違ったが、最終的には船長の意見に従った。	注意 (会員に注意喚起)	—

注 令和5年12月20日現在

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル):①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

## 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

## 不適切運航

令和6年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
異常接近	66	11	8	14	12	9	8	4
- 東京湾	29	5	2	9	4	5	3	1
- 伊勢三河湾	14	1	3		2	1	4	3
- 大阪湾	9	3		1	2	2	1	
- 内海	9	1	2	2	3	1		
- 関門	3	1		2				
- その他	2		舞鶴1		清水1			
速力過大	11	3		2	5			1
- 東京湾	6	2			3			1
- 伊勢三河湾	2	1		1				
- 大阪湾								
- 内海	3			1	2			
- 関門								
着岸位置等不適切	6		3			3		
- 東京湾	2		1			1		
- 伊勢三河湾	1					1		
- 大阪湾								
- 内海	3		2			1		
- 関門								
経路不適切	16			4	4	4	2	2
- 東京湾	7			1	1	2	1	2
- 伊勢三河湾	6			2	2	1	1	
- 大阪湾								
- 内海	1				1			
- 関門	2			1		1		
係留方法不適切	2			1	1			
- 東京湾	1				1			
- 伊勢三河湾								
- 大阪湾								
- 内海	1			1				
- 関門								
合計	101	14	11	21	22	16	10	7
- 東京湾	45	7	3	10	9	8	4	4
- 伊勢三河湾	23	2	3	3	4	3	5	3
- 大阪湾	9	3		1	2	2	1	
- 内海	17	1	4	4	6	2		
- 関門	5	1		3		1		
- その他	2		舞鶴1		清水1			

注 令和5年度は同年12月20日現在

品位欠如

令和6年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不適切態度	7	1	2	2	1	1		
- 東京湾	4			2	1	1		
- 伊勢三河湾	2		2					
- 大阪湾								
- 内海	1	1						
- 関門								
応招時刻遅延	9	1	1	1	4		2	
- 東京湾								
- 伊勢三河湾	6	1	1		4			
- 大阪湾								
- 内海	2						2	
- 関門	1			1				
コミュニケーション不足	4			1	1		1	1
- 東京湾								
- 伊勢三河湾								
- 大阪湾	2						1	1
- 内海	2			1	1			
- 関門								
水先艇乗船遅延	1	1						
- 東京湾								
- 伊勢三河湾	1	1						
- 大阪湾								
- 内海								
- 関門								
合計	21	3	3	4	6	1	3	1
- 東京湾	4			2	1	1		
- 伊勢三河湾	9	2	3		4			
- 大阪湾	2						1	1
- 内海	5	1		1	1		2	
- 関門	1			1				

注 令和5年度は同年12月20日現在



## 海難事故

令和6年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
衝突	17		4	5	2	3	1	2
単独衝突	31	11	6	3	5	1	2	3
施設等損傷	14	4	4			2	2	2
乗揚げ・船底接触	7	1		4	1	1		
合計	69	16	14	12	8	7	5	7

注 令和5年度は同年12月20日現在

業務隻数（国交省確定値）	—	163,693	161,094	154,545	138,248	143,607	144,981	—
海難件数／業務隻数	—	0.010%	0.009%	0.008%	0.006%	0.005%	0.003%	—

業務隻数／海難件数	—	10,231	11,507	12,879	17,281	20,515	28,996	—
-----------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

↓  
約1.0万隻に1件の事故

↓  
約2.9万隻に1件の事故

## 水先人派遣支援の状況

## 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況

令和6年2月16日

水先人の後継者確保が困難な水先人会の業務実施体制を確保するため、全国の水先人会及び水先人各位の理解と協力を得て、近隣水先区及び大規模水先区からの派遣支援（支援体制の整備）を行っている。

現在の派遣支援の状況及び今後の複数免許取得計画は次のとおり。

### （1）水先人派遣支援の状況（別紙参照）

- ・複数免許取得者の累計数　：100人
- ・派遣支援への協力者数　　：62人
- ・支援体制整備済みの水先区：29水先区（相互支援を含む。）

### （2）令和6年度前期の複数免許取得計画（予定）

令和4年度において、感染症の流行など非常時においても水先業務の実施に支障が生じることがないように中小規模水先区（29区）のすべてに複数免許取得による派遣支援体制を整備したが、令和6年度（前期）においても、次のとおり複数免許を取得して支援体制を拡充する予定である。

- ・境　　水先区の複数免許
- ・島原海湾　〃  
2区

水先人派遣支援体制の状況

令和6年2月16日

地区/水先人会	近隣水先区の相互支援 (スポット/滞在支援)	大規模区等からの派遣支援 (スポット/滞在支援)
①北海道 釧路、苫小牧、室蘭、 函館、小樽、留萌	苫小牧 (1) ⇄ 室蘭 (1) 苫小牧 (1) → 留萌 苫小牧 (1) → 函館 室蘭 (1) ⇄ 小樽 (1) 小樽 (1) ⇄ 留萌 (1) ※ 留萌 (1) → 釧路 留萌 (1) → 函館	東京湾 (1) → 釧路
②東北 八戸、釜石、仙台湾、 小名浜、鹿島	八戸 (2) ⇄ 釜石 (1) 仙台湾 (1) ⇄ 釜石 (1) 小名浜 (2) → 釜石 鹿島 (2) → 釜石 鹿島 (1) → 小名浜	東京湾 (1) → 八戸 東京湾 (1) → 仙台湾 東京湾 (1) → 鹿島
③日本海 秋田船川、酒田、 新潟、伏木、七尾、 舞鶴、境	酒田 (1) ⇄ 秋田船川 (1) 新潟 (1) → 酒田 新潟 (1) → 伏木 伏木 (1) ⇄ 七尾 (1)	東京湾 (1) ※ → 酒田 大阪湾 (1) → 新潟 大阪湾 (1) → 七尾 大阪湾 (1) → 舞鶴 内海 (1) → 舞鶴 大阪湾 (1) → 境 内海 (1) → 境
④東海近畿 田子の浦、清水、 和歌山下津、小松島	清水 (2) → 田子の浦 和歌山下津 (3) → 小松島	東京湾 (2) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 清水 内海 (1) → 和歌山下津 内海 (1) → 小松島
⑤九州 博多、佐世保、長崎、 島原海湾、細島、 鹿児島、那覇	佐世保 (1) → 長崎 那覇 (1) → 長崎 博多 (1) → 鹿児島	東京湾 (1) → 博多 東京湾 (1) ※ → 長崎 内海 (1) → 佐世保 内海 (1) → 長崎 関門 (1) ※ → 島原海湾 関門 (1) → 島原海湾 内海 (2) → 細島 東京湾 (1) → 鹿児島 内海 (2) → 那覇

( ) : 支援水先人の人数、 ※ : 滞在型支援

令和 6 年能登半島地震の影響  
(七尾水先区及び伏木水先区)

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響  
(七尾・伏木両水先区：2月29日版)

1. 震災による被害状況

(1) 水先人及び事務所の被害状況

○七尾水先区

- ・2人の水先人に負傷なし
- ・合同事務所：FAX損傷、ビルの駐車場が液状化
- ・個人事務所
  - －1人の水先人：マンションの共用部が損傷、その他は特になし
  - －1人の水先人：戸建ての屋根瓦の落下、ブロック塀の傾き
- ・水先業務の引き受けに支障なし

○伏木水先区

- ・2人の水先人及び事務所に被害なし
- ・水先業務の引き受けに支障なし

(2) 水先業務要請実績のある主なバースの被害状況

○七尾水先区 (別紙1参照)

- ・北陸電力(株)七尾大田火力発電所：石炭船
  - －バースの被害状況は不明
  - －北陸電力(株)ウェブサイト(1月4日現在)
    - ：アンローダー2台のうち1台が脱輪により損傷
    - ：その他の発電所の設備も損傷
  - －復旧に6ヶ月程度かかるとのこと
- ・ENEOSグローブガスターミナル(株)七尾ガスターミナル：LPG船
  - －ENEOSグローブ(株)ウェブサイト(1月31日現在)
    - ：令和6年2月末の応急的復旧を目標として鋭意補修作業中
    - ：船舶によるLPG受入開始については受入設備の復旧と航路の安全が確認でき次第
  - －ENEOSグローブ(株)ウェブサイト(2月27日現在)
    - ：受入設備の応急的復旧が概ね完了し、航路の安全が確認できたことから、LPGの新規受入れに向けて調整中
- ・大田岸壁：材木船
  - －大田岸壁の2号岸壁と3号岸壁が使用できる状態
  - －現在、「はくおう」が被災者への支援中
  - －大田物専岸壁(物資別専門岸壁)は液状化で使用できない状態

なお、測量の結果、七尾港内の土地隆起はないことが判ったとのこと

○伏木水先区

- ・伏木富山港の伏木区、新湊区、富山区のいずれも、水先要請する船が着岸するバースに被害なし

2. 震災後の水先隻数（令和5年及び令和6年1～2月実績、別紙2参照）

○七尾水先区

- ・1月：1月11日「ナッチャンWorld」、13日「はくおう」  
注 防衛省との契約に基づき、「はくおう」は七尾港で被災者への休養施設として利用され、「ナッチャンWorld」は被災地に派遣されている国や県内外の自治体職員が情報収集・共有を行う災害対策拠点として活用されている。（両船ともに着岸中）
- ・2月：支援船以外での初めて業務として、2月29日「BOREAL PIONEER」（LPG船）
- ・今後の見込み
  - －今後の水先業務は、これまで主としていたENEOS（LPG船）及び北陸電力（石炭船）のそれぞれの陸上側の施設（ターミナル及び発電所）の回復状況によると思われる。
  - －LPG船の来港が継続されれば、今後の半年間、これまでの3分の1～4分の1の業務量となるのではないかと予測している。
  - －3月1日に上記LPG船の出港業務、3月中旬にLPG船及び材木船の入出港業務の要請がある。

○伏木水先区

- ・1月：22隻
  - －12月（前月）の42隻と比較して、1月の22隻は少なく見えるが、通常の水先要請数のサイクルで見れば、大きな変化はなく、震災による影響はあまりない。
- ・2月：24隻

以上



七尾水先区



## 水先隻数（七尾・伏木両水先区）

単位：隻

令和 5 年	七尾水先区					伏木水先区
	合計	火力発電所	ガスターミナル	大田岸壁	その他	
1月	<b>23</b>	16	6	1	0	<b>35</b>
2月	<b>24</b>	12	10	2	0	<b>36</b>
3月	<b>26</b>	12	12	2	0	<b>32</b>
4月	<b>14</b>	1	10	3	0	<b>33</b>
5月	<b>18</b>	8	8	0	2	<b>42</b>
6月	<b>18</b>	12	6	0	0	<b>29</b>
7月	<b>25</b>	8	14	3	0	<b>45</b>
8月	<b>16</b>	12	4	0	0	<b>36</b>
9月	<b>22</b>	16	6	0	0	<b>24</b>
10月	<b>20</b>	16	4	0	0	<b>29</b>
11月	<b>21</b>	16	4	1	0	<b>28</b>
12月	<b>31</b>	18	11	2	0	<b>42</b>
合計	<b>258</b>	147	95	14	2	<b>411</b>
月平均	<b>21.5</b>	12.3	7.9	1.2	0.2	<b>34.3</b>

令和 6 年	七尾水先区					伏木水先区
	合計	火力発電所	ガスターミナル	大田岸壁	その他	
1月	<b>2</b>	0	0	2	0	<b>22</b>
2月	<b>2</b>	0	2	0	0	<b>24</b>

注：水先人 2 人乗りの船舶 は、2 隻とカウント